

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月14日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期(自2013年1月1日至2013年3月31日)
【会社名】	新華ホールディングス・リミテッド (新華控股有限公司, Xinhua Holdings Limited)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者 カン・ユエン・カオ (Kung Yuen-Kao, Chief Executive Officer)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島, KY1-1111, グランドケイマン, 私書箱2681, ハッチンスドライブ, クリケットスクウェア (Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中川 秀宣
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23F・24F TMI総合法律事務所
【電話番号】	東京 03(6438)5511
【事務連絡者氏名】	弁護士 中川 秀宣, 中田 俊明, 荻田 多恵
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23F・24F TMI総合法律事務所
【電話番号】	東京 03(6438)5511
【事務連絡者氏名】	弁護士 中川 秀宣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1)

本書において使用する下記の語句は、異なる記載がないか又は文脈上、別途必要でない限り、それぞれ以下の意味を有するものとします。

- ・「中国」とは、中華人民共和国をいいます。
- ・「当社」又は「提出会社」とは、新華ホールディングス・リミテッドをいいます。
- ・「金融商品取引法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。)をいいます。
- ・「香港ドル」とは、香港特別行政区の法定通貨である香港ドルをいいます。
- ・「香港」とは、香港特別行政区をいいます。
- ・「IFRS」とは、国際財務報告基準委員会が発行した国際財務報告基準をいいます。
- ・「日本GAAP」とは、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則をいいます。
- ・「日本円」とは、日本国の法定通貨である日本円をいいます。
- ・「キジューン」とは、キジューン・エデュケーション・カンパニー・リミテッドをいいます。
- ・「人民元」とは、中国の法定通貨である人民元をいいます。
- ・「トップスカイ」とは、新華トップ・スカイ・パブリック・リレーションズ・コンサルティング(北京)カンパニー・リミテッドをいいます。
- ・「トンシン」とは、上海・トンシン・インフォメーション・テクノロジー・コンサルティング・カンパニー・リミテッドをいいます。
- ・「メイファ」とは、U-ラーニング・インターナショナル・インクをいいます。
- ・「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨である米ドルをいいます。
- ・「当社グループ」とは、当社及びその連結子会社をいいます。
- ・「XFNSH」とは、新華ファイナンシャル・ネットワーク・リミテッド(上海)をいいます。

(注2)

当社グループの財務諸表の米ドルと日本円との換算は、便宜上、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第88条の規定に基づき、2013年3月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=94.05円で行われております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

当社グループの財務諸表の米ドルと香港ドルとの換算については、1米ドル=7.80香港ドルの外国為替交換レートを使用しております。

(注3)

本書中の表の計数が四捨五入されている場合、合計は計数の和と一致しないことがあります。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

当第1四半期連結会計期間中、当社の属する国・州等における会社制度、当社の定款等に規定する制度、外国為替管理制度及び課税上の取扱いにつき、重要な変更はありませんでした。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第9期 第1四半期 連結累計 期間	第10期 第1四半期 連結累計 期間	第9期
会計期間		自2012年 1月1日 至2012年 3月31日	自2013年 1月1日 至2013年 3月31日	自2012年 1月1日 至2012年 12月31日
売上高	(千米ドル) (百万円)	4,157 (391)	1,372 (129)	14,212 (1,337)
経常利益/損失()	(千米ドル) (百万円)	1,646 (155)	1,020 (96)	6,677 (628)
四半期(当期)純利益/純損失()	(千米ドル) (百万円)	1,652 (155)	994 (93)	8,389 (789)
四半期包括利益/損失()	(千米ドル) (百万円)	1,481 (139)	794 (75)	8,155 (767)
純資産額	(千米ドル) (百万円)	13,236 (1,245)	6,926 (651)	7,720 (726)
総資産額	(千米ドル) (百万円)	21,260 (2,000)	12,076 (1,136)	13,586 (1,278)
1株当たり四半期(当期)純利益/純損失()金額	(米ドル) (円)	1.09 (102.54)	0.66 (61.68)	5.54 (520.67)
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額	(米ドル) (円)	- (-)	- (-)	- (-)
自己資本比率	(%)	53.4	36.2	37.8
EBITDA	(千米ドル) (百万円)	1,434 (135)	1,007 (95)	5,066 (476)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第9期、第10期第1四半期連結累計期間及び第9期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しておりますが四半期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 当社グループの連結財務諸表は、米ドルで表示されております。「円」で表示されている金額は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第88条の規定に基づき、2013年3月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=94.05円で換算された金額です。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。
- 当社グループは、日本GAAPに準拠して作成された当社グループの財務諸表に関して、EBITDAを、営業損益に減価償却費及びのれん償却額を加えたものと定義しております。当社グループは、EBITDAが当社グループの経営成績の重要な尺度であると考えているため、主要な経営指標として提示しております。EBITDAは日本GAAPによる測定法ではなく、また、適用可能な一般に認められた会計原則に従い作成された収入又はキャッシュ・フロー計算書のデータと分離して、若しくはそれらの代わりとして考慮することはできません。EBITDAを計算する際に除外された事項(減価償却費及びのれん償却額等)は、当社の業績を理解し、評価する際の重要な要素であると理解されています。
- 本書に記載される当社グループの開示書類は、日本の開示規則に従い、かつ、日本GAAPに準拠して作成されています。また、国際財務報告基準(IFRS)に従う財務諸表も、当社の過去の習慣に従い、国際投資家のために作成されています。当社グループに適用される日本GAAPとIFRSの重要な差異として、連結のれん、のれんの減損及び一括償却、株式交付費並びに上場関連費用の会計処理に関連するものが挙げられます。

- 6 第10期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2010年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間中、当社グループの事業の内容に重要な変更はありませんでした。

第3【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」から重要な変更があった事項は以下の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

米国での当社元取締役に対する訴訟

当社は、2011年5月12日付の「当社元取締役に関する一部報道について」にて、新華ファイナンス・リミテッド(当社の前商号)の元代表取締役及び2名の元取締役(以下「当該3名」といいます。)が米国の大陪審において、投資家詐欺及び粉飾決算の疑いにより起訴されたことをお知らせしました。

その後、2012年7月11日に連邦地方裁判所は、当該3名に対する総額500万米ドルの投資家詐欺の疑いによる起訴内容の大部分を棄却しました。また、その一方で、連邦地方裁判所は、当該3名による一連の取引に関する米国証券取引委員会への報告漏れについては、棄却せずに公判審理に入ることを命じました。

その後、2013年2月13日に米国司法省は、当該3名に対する投資家詐欺の疑いによる起訴を取り下げる旨を連邦地方裁判所に伝え、2013年4月29日、連邦地方裁判所は、当社の元代表取締役であるフレディ・ブッシュ氏が自主的に認めた税法違反の件について、30日間の服役とする有罪判決を言い渡し、それ以外の当該3名に対する全ての起訴事実については再訴不能な形で棄却しました。

当該3名が連邦地方裁判所の判決及び棄却内容の全てを受け入れた結果、米国における当該3名に対する一連の訴訟は棄却又は有罪判決が確定し、全て終了したことになります。また、本件が当社に与える影響はございません。

当社の経営及び事業の継続性に関するリスク

当社グループは、当第1四半期連結会計期間において、営業損失1,029千米ドル(97百万円)、当期純損失994千米ドル(93百万円)を計上しております。

事業の縮小及び依然として多額の営業費用が発生していることに起因して収益が減少したため、当社グループは2013年において引き続き営業損失を計上しております。収益性のある事業への進出の不確実性及びプラスのキャッシュ・フロー収入の欠如が当社グループの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせております。

当社グループは、継続的に経費削減を実施し、正のキャッシュ・フローを創出するために処分できる資産や事業がないか検討してまいります。当社グループは、正のキャッシュ・フローを創出し、資金注入及び確かな成長機会をもたらす新事業の模索を、組織整理及び事業統合を含めた様々な方法で行ってまいります。

ただし、当社グループの継続企業の前提は、資金調達のための一定の資産の処分の成功、組織再編の成功、並びに既存事業及び新規事業の成長に強く依存していることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な疑義に関する重大な不確実性が認められます。なお、当期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を当期連結財務諸表に反映しておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、締結された重要な契約等はありませんでした。

3【財政状態及び経営成績の分析】

以下の記述のうち、将来に関する事項は当第1四半期連結会計期間末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当第1四半期連結会計期間における業績の分析

当社は金融サービス及び農業関連の事業分野において商品及びサービスを提供しています。

金融サービス事業

- 金融情報配信事業

当社グループの金融サービス事業は、各機関、ファンド、政府機関及び個人に対し、フィナンシャル・アドバイザー、金融情報、商品情報及びマーケットリスク分析を提供しています。

金融アドバイザー業務における戦略上のスタンスの1つに、中国企業とグローバルな資本市場との橋渡し役を担うことがあります。当社グループの競争優位性は、中国企業のグローバル・ファイナンス、IPO及びM&Aに関するサービスの提供を含む、産業連環全体にわたる総合的なフィナンシャル・アドバイザー業務の提供が可能である点にあります。

農業関連事業

- 金融ソリューション事業

当社グループは、コンサルティング、分析及び産業リサーチ並びにその他多くのソリューションを含む中国の農業関連分野における総合的な情報サービス及びコンサルティング・サービス事業を展開しております。当社グループの子会社である北京オリेंट・アグリビジネス・コンサルタント・カンパニー・リミテッドは、農業により影響を受ける政府政策、製品、産業連環及び他の産業について詳細な分析を提供しています。

当社グループは、豚肉、野菜及び水産分野に関する情報を記載した農産業に特化した雑誌の発刊も行っています。さらに、当社グループは、急速に成長する中国の農産業に投資家が進出することができるようファンドを提供しています。

当社グループの報告セグメントは、「金融情報配信事業」「金融ソリューション事業」「その他の事業」となっております。報告セグメントの概要につきましては「第5 経理の状況」の「1 四半期連結財務諸表」の注記部分の(セグメント情報等) [セグメント情報] をご覧下さい。

売上高

売上高は、前年第1四半期連結会計期間(以下「前年同四半期」といいます。)が4,157千米ドル(391百万円)であったのに対し、当第1四半期連結会計期間(以下「当四半期」といいます。)が1,372千米ドル(129百万円)でした。

前年同四半期と比較した当四半期における売上高の減少は、主としてキジューン及びGMSの事業停止並びにメイファの整理による教育関連事業の廃止並びに米国における業務の整理による米国金融情報配信・ソリューション事業セグメントの廃止によるものです。

当四半期の金融情報配信事業セグメントの売上高は784千米ドル(74百万円)、当四半期の金融ソリューション事業セグメントの売上高は550千米ドル(52百万円)及び当四半期のその他の事業セグメントの売上高は39千米ドル(4百万円)でした。

売上原価

売上原価は、前年同四半期が2,358千米ドル(222百万円)であったのに対し、当四半期が689千米ドル(65百万円)でした。前年同四半期と比較した当四半期における売上原価の減少は、主として収入の減少によるものです。

当四半期の金融情報配信事業セグメントの売上原価は265千米ドル(25百万円)、当四半期の金融ソリューション事業セグメントの売上原価は410千米ドル(39百万円)及び当四半期のその他の事業セグメントの売上原価は14千米ドル(1百万円)でした。

売上総利益率

売上総利益率は、前年同四半期が49.8%であったのに対し、当四半期が43.3%でした。前年同四半期と比較した当四半期における売上総利益率の増加は、金融情報配信事業及びその他の事業における高い売上総利益によるものです。

当四半期の金融情報配信事業セグメントの売上総利益率は66.2%、当四半期の金融ソリューション事業セグメントの売上総利益率は25.4%及び当四半期のその他の事業セグメントの売上総利益率は63.0%でした。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、前年同四半期が3,484千米ドル(328百万円)であったのに対し、当四半期1,712千米ドル(161百万円)でした。前年同四半期と比較した当四半期における販売費及び一般管理費の減少は、主として全社的な費用の減少並びに教育関連事業及び米国金融情報配信・ソリューション事業の廃止によるものです。

当四半期の金融情報配信事業セグメントの販売費及び一般管理費は547千米ドル(51百万円)、当四半期の金融ソリューション事業セグメントの販売費及び一般管理費は327千米ドル(31百万円)及び当四半期のその他の事業セグメントの販売費及び一般管理費は838千米ドル(79百万円)でした。

営業損失

前年同四半期における営業損失1,684千米ドル(158百万円)に対し、当四半期は1,029千米ドル(97百万円)の営業損失となりました。

前年同四半期と比較した当四半期における営業損失の減少は、主として販売費及び一般管理費の減少並びに損失を計上していた教育関連事業及び米国金融情報配信・ソリューション事業の廃止によるものです。

当四半期の金融情報配信事業セグメントの営業損失は28千米ドル(3百万円)、当四半期の金融ソリューション事業セグメントの営業損失は187千米ドル(18百万円)及びその他の事業セグメントの営業損失は813千米ドル(77百万円)でした。

経常損失

前年同四半期における経常損失が1,646千米ドル(155百万円)であったのに対し、当四半期は1,020千米ドル(96百万円)の経常損失となりました。

前年同四半期と比較した当四半期における経常損失の減少は、主として営業損失の減少によるものです。

当四半期の金融情報配信事業セグメントの経常損失は26千米ドル(2百万円)、当四半期の金融ソリューション事業セグメントの経常損失は187千米ドル(18百万円)及び当四半期のその他の事業セグメントの経常損失は808千米ドル(76百万円)でした。

四半期純損失

前年同四半期における純利益が1,652千米ドル(155百万円)であったのに対し、当四半期の純損失は994千米ドル(93百万円)でした。

前年同四半期と比較した当四半期における四半期純損失の減少は、主として損失を計上していた複数の事業セグメントの廃止によるものです。

当四半期の金融情報配信事業セグメントの純損失は3千米ドル(0百万円)、当四半期の金融ソリューション事業セグメントの純損失は165千米ドル(16百万円)及び当四半期のその他の事業セグメントの純損失は825千米ドル(78百万円)でした。

(2) 当第1四半期連結会計期間末における総資産、純資産及び負債の状況に関する分析

総資産

第9期末(以下「前期末」といいます。)における総資産は13,586千米ドル(1,278百万円)であったのに対し、当第1四半期連結会計期間末(以下「当四半期末」といいます。)現在の総資産は12,076千米ドル(1,136百万円)となりました。前年同四半期末と比較した当四半期末における総資産の減少は、主として現金及び預金の減少並びに売掛金の減少によるものです。

純資産

前期末における純資産総額は7,720千米ドル(726百万円)であったのに対し、当四半期末現在の純資産総額は6,926千米ドル(651百万円)となりました。前年同四半期末と比較した当四半期末における純資産の減少は、主として現金及び預金の減少並びに売掛金の減少によるものです。

負債

前期末における負債総額は5,866千米ドル(552百万円)であったのに対し、当四半期末現在の負債総額は5,150千米ドル(484百万円)となりました。前年同四半期末と比較した当四半期末における負債の減少は、主として買掛金の減少によるものです。

(3) 対処すべき経営上又は財務上の課題

(当社が現在直面している課題)

- a) 当社のこれまでの無分別な投資決定及びハイ・リスクな契約等を起因とするマイナスの影響が顕在化しております。

当社の経営陣は、これまで様々な投資決定を下し、第三者との契約等を締結してきました。しかしそれらの幾つかは当社経営陣による無分別な決定によるものであったり、高いリスクを伴う契約であったりしました。これらを起因とする当社への負の影響が、特に2011年度下半期以降、顕在化しております。これら負の影響とは、大きく分けて、当社の財政状態及び法的側面における影響の2つに分類されます。

- 1) 財政状態における影響 これまでの無分別な投資決定が当社に損失を与えております。当社は当社グループの各子会社及び事業プロジェクトに対し資金供給をする必要があります。これらの継続的な資金供給により、当社の財務状態は大きく毀損しております。
- 2) 法的側面における影響 過去に締結した契約の中にも当社に深刻な影響をもたらすものが存在します。その中でも代表的な例がトップスカイです。当社グループは、当社の関係会社及びそのノミニー株主との間で契約を締結しており、当該契約に依拠して当社グループとして事業を行っております。しかしながら、現在、当該契約が当社の資産に対して高いリスクをもたらしております。当社の経営陣は当該事象についてのリスクを認識しており、既にしかるべき措置を講じておりますが、仲裁をはじめとする法的手続きにより事業に関する費用が増大し、不確実性が増加しております。トップスカイのノミニー株主との間で発生した紛争により、トップスカイの完全子会社であるトンシンの経営陣は、当社の指示に従うことを拒絶し、書類、事業情報及び財務情報の提供を拒否しております。XFNSHはトップスカイのノミニー株主の1人を相手として、トンシンの支配権を回復するために仲裁を求める申立てを行いました。しかしながら、正式な審判が下されるまでは、当社はトンシンの実質的支配力を喪失しているため、トンシンの財務成績を当社の連結財務諸表から除外することが合理的であるとの見解に至りました。従いまして、トンシンの財務成績は前年第2四半期連結会計期間より当社の連結財務諸表から除外されております。

対策

1. 継続的な損失の計上もしくは当社(グループ)からの資金援助への依存が見られる事業のタイムリーな打ち切り。
2. 現在、まだ開始されていないプロジェクトに関して、当社経営陣の判断により、収益性の見込みが低いと判断されたプロジェクト及びハイ・リスクであると見なされたプロジェクト事業の中止。
3. 当社子会社が抱える潜在的な問題を即座に発見するための子会社財務データの継続的なモニタリング。
4. 企業利益(株主持分利益)を守るための法的措置及び契約内容の見直しによる今後のリスクの削減。

- b) 当社の深刻な財務状態が事業開発のために利用されるべき資源を制限しております。

上記の無分別な投資決定により、当社は多大な損失を被り、多くの資金が失われました。当社は現在、深刻な財務状態の危機に瀕しています。

- 1) 当社の既存事業の資産規模は非常に小さくなっており、事業の拡大に必要な資源が充分ではありません。小規模な事業資産は低い収益性しか創出せず、その結果、収益が事業経費及び費用を賄いきれず、当社全体に著しい損失をもたらしています。
- 2) 当社の既存事業がもたらす利益及びキャッシュ・フローは低水準もしくはマイナスとなっており、当社は資金不足の状態にあります。

対策

1. 既存事業の損失削減及び収益性の向上のため、全社的な費用及び営業費用の更なる削減。
2. 当社グループ資産(子会社含め)の売却による資金調達及び限られた資金を活用しての重要事業の促進。
3. 当社グループの再編、事業統合及びその他様々な手法により当社に新たな発展をもたらす潜在投資家の発掘。

(会社の支配に関する基本方針)

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務上の方向性及び会社自身が進むべき方向性の決定を支配する個人又は法人は、当社の価値の源泉を理解し、当社の価値及び株主の利益を継続的にかつ健全に維持・向上させることができる必要があると信じています。最終的に企業価値と株主の利益に資するのであれば、当社は第三者からの大規模な買収に否定的な立場は取りません。そして、そのような買収提案に関する究極の決断は、最終的には株主の意図によりなされなければなりません。しかしながら、そのような大規模な買収の中には、企業価値と株主の利益に合致しないものがあります。企業価値及び株主の利益のためにならない大規模な買収を行おうとする個人又は法人は、会社の財務上の方向性及び会社自身が進むべき方向性を支配するのに適切ではなく、企業価値と株主の利益を維持し保護するため、会社はそのような悪意のある個人又は法人による大規模な買収に対する適切な対抗策を取る必要があると当社は信じています。

財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は引き続き、中国の金融業界において当社が有する事業基盤、すなわち金融に関する専門知識及びネットワークを活用して参ります。同時に、中国において、今後も成長の見込める既存の金融ソリューション及びサービス事業を組織的に発展させていく予定です。当社は、今後特に、ファンド・マネジメント、アセット・マネジメント及びその他の金融事業分野への事業規模の拡大を図りながら、新しい収益源の獲得を目指して参ります。

コスト削減について

当社は、上記のような方法で収益性の向上を図りながら、同時に事業効率の向上及びコスト削減のため様々な手段を講じて参ります。これらの手段には、保有資産の売却、監査及び法務関連費用の削減が含まれます。また、人的リソースの再編も検討して参ります。同時に、当社は当社グループの各子会社レベルでの効率性向上の実現と一定期間内に各子会社が損益分岐点を達成し、キャッシュ・フローを黒字化するための様々な支援を講じて参ります。

資金調達について

当社は、非中核部門の売却により資金調達を進めると同時に、潜在投資家との積極的なコンタクトを進めて参ります。また会社及び各子会社の資金調達に関しては、プライベート・エクイティ・ファンド等の活用を通じて、全体的な資金調達を行って参ります。

基本方針に照らして不適切な者によって財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2012年4月18日に開催された当社取締役会にて、支配権異動時の退任報酬契約(以下、「本契約」と言い、その締結により講じられる措置を「本買収防衛策」と言います。)を当社の現任の取締役及び当社又はその子会社若しくは関連会社における上級管理職(以下、「幹部」と総称します。)との間で締結することに関して決議しました。これは当社株式の不適切な大規模取得を行う者による当社の買収から幹部を守るとともに、当社の企業価値、ひいては株主の共通利益を維持し向上させるためのものです。本契約は、当社に支配権の異動が生じた後に、一定の状況下で幹部の当社又はその子会社若しくは関連会社における雇用又は取締役の地位が終了した場合、当社が当該幹部に支払うことを合意した退任報酬及び支配権異動後に当社が幹部に与えるその他の便益について規定しています。

- 退任報酬の支払い条件

支配権の異動とは、以下の事由のいずれか1つにでも該当する場合をいいます。

- a) 個人又は法人が、(i)当社の発行済株式総数、又は(ii)取締役の選任について一般に投票権を有する当社の発行済みの議決権付有価証券(該当する有価証券が今後発行される場合)の合計議決権の、20%以上に相当する株式数又は受益権を取得する場合。
- b) 当社の現任の取締役の3分の1(取締役の員数が3の倍数ではない場合、3分の1に最も近くそれを上回らない人数)が解任される場合。
- c) 当社の現任の取締役の過半数が望まない人物が、欠員の補充又は現任の取締役会の増員を理由として取締役に選任され、かつ、現任の取締役(当社株主総会において解任され又は退任する現任の取締役を除く。)の比率が70%以下になる場合。

支配権の異動が生じた後の雇用又は地位の終了

幹部は、当社又はその子会社若しくは関連会社の従業員又は取締役である間に当社に支配権の移動が生じ、かつ、以下の事由のいずれか1つにでも該当する場合をいいます。

- a) 当社又はその子会社若しくは関連会社における雇用又は取締役の地位が、当社又はその子会社若しくは関連会社により終了され、かつ、当該終了が、(i)当該幹部の心身の障害、(ii)重罪に関する有罪判決等の原因、又は(iii)当社定款に沿って規定されその時々々に修正される欠格事由、のいずれによるものでもない場合。
- b) 当社又はその子会社若しくは関連会社における雇用又は取締役の地位が、支配権の異動から2年以内に当該幹部によって終了され、当該2年間のいつでも当該幹部の基本報酬(以下に定義する。)が支配権の移動の直前を下回った場合。

- 役職の終了時の退任報酬

退任報酬とは、退任総額(以下に定義します。)と役職の終了日における未払い賃金の総額をいいます。

退任総額とは、支配権の異動の10日前における幹部の基本報酬の3倍に相当する金額を、一括して支払うことをいいます。基本報酬とは、(i)従業員の場合には当該従業員の年俸(賞与を除きます。)を、(ii)当社取締役の場合には、支配権の異動の直前における当社最高経営責任者の年俸(賞与を除きます。)をそれぞれいいます。

- 契約期間

本契約は、当社の支払い義務に未履行がある範囲を除き、(i)支配権の異動に先立ち、幹部の雇用又は取締役の地位が終了すること、又は(ii)支配権の異動の日から2年が経過すること、のいずれか早いほうにおいて終了します。

- 本契約を当社との間で締結する者

当社の現任の取締役2名及び当社又はその子会社若しくは関連会社の管理職9名、本書提出日現在において、退職者を除いた、実質11名の管理職との契約が有効となっています。

上記取組みに関する取締役会の判断及びその理由

近年、当社は財務的に困難な状況に直面しており、当社の経営陣及び幹部はこの状況を打開すべく、事業運営に尽力してきました。幹部はまた、当社の置かれた状況をさらに改善するための施策の実行を計画しております。幹部の大半は当社又はその子会社若しくは関連会社における勤務年数が長く、当社又はその子会社若しくは関連会社の業務を深く理解しています。そのため、会社の指導権に異動が生じれば不安定性を生む可能性があり、それが当社に好ましくない影響を与え、さらにその結果、株主の利益を害するおそれがあります。この観点から、当社の取締役会は上記取組みを合理的と判断しました。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間中に当社が進めた研究及び開発はありませんでした。

(5) 継続企業の前提に関する疑義

当社グループの継続企業としての能力は、既存事業及び新規ベンチャーの成長及び事業資金の調達のための資産の処分が成功するかに大きく依存しています。

対策

- ・ 保有資産の売却による事業資金の調達 当社グループは、保有資産の売却により必要な事業資金を調達し、当該資金を重要事業に供給する予定です。
- ・ 収益性改善のための経費節減 当社グループは、将来の持続可能な成長のための既存事業の収益性の改善を目指し、さらなる全社的な費用及び営業費用節減を図ります。
- ・ 潜在投資家の発掘 当社グループは、潜在投資家を発掘し、当社グループの再編、事業統合及びその他様々な手法により当社に新たな発展をもたらす機会を獲得します。
- ・ 中国市場における機会の優位性 当社グループは、急速に成長する中国市場におけるプレゼンスを利用し、独自のコア・コンピタンスを活用して中国における事業機会を捉えていきたいと考えております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】(2013年3月31日現在)

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
2,500,000	1,515,305.79	984,694.21

(注) 当社は、2007年8月31日付で、当社グループの一部の役員及び従業員に対して、27,000株を上限とする当社普通株式を発行することを決定しました。当該27,000株のうち10,753株を上限として3回に分けて割当が行われるものとされ、うち実際に10,743株について、2007年12月31日、2008年12月31日及び2009年12月31日付で、それぞれ3,675株、3,486株及び3,582株の発行が可能となりました。一方、残りの16,247株は、必要に応じて当社最高経営責任者(CEO)の決定により随時発行されることになっております。

2013年3月31日現在において、上記の27,000株のうち、合計19,044株が発行済であり、未発行の株式は7,956株です。

【発行済株式】

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
額面価額20.00香港ドルの記名株式	普通株式	1,515,305.79	東京証券取引所(マザーズ市場)	完全議決権を有する当社の普通株式

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数及び資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金等増減額(米ドル)*	資本金等残高(米ドル、括弧内は円)*
2013年1月1日～ 2013年3月31日	-	1,515,305.79	-	384,004,236 (36,115,598,404)

(注) 1 *資本金等には、資本金及び資本準備金が含まれております。

2 当第1四半期連結会計期間中、新株予約権の行使はありませんでした。

従業員株式報酬制度に基づき付与された発行済み新株予約権数並びにその行使により発行する株式の発行価額及び資本組入額は以下のとおりです(2013年3月31日現在)。

	新株予約権の数(個)	発行価格(1株当たり)	資本組入額(1株当たり)
従業員株式報酬制度に基づき2005年2月9日付で付与された新株予約権	600	666.67米ドル (62,700円)	20香港ドル
2005年度従業員株式報酬制度に基づき付与された新株予約権	1,890	49,316円	20香港ドル
従業員株式報酬制度に基づき2006年1月31日付で社外取締役1名に対して付与された新株予約権	1,000	71,844円	20香港ドル
2006年度従業員株式報酬制度に基づき付与された新株予約権	3,008	71,844円	20香港ドル
2009年度従業員株式報酬制度に基づき付与された新株予約権	16,500	1,703円	20香港ドル

(注) 1 当社は、報酬委員会が管理する従業員株式報酬制度を設立しています。この制度は、従業員、取締役、コンサルタント又はアドバイザー、及び取締役会が決定するその他の者を対象とします。株価又は新株予約権行使価格(いずれか該当する場合)は報酬委員会によって決定されますが、額面価格を下回ることはありません。株式プールは調整の対象となっていますが、当社の増枠授權資本の20%を超えることはありません。増枠授權資本は、当社の潜在株式発行後株式総数として定義されます。

2 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株です。

(4) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、米ドルで表示されております。「円」で表示されている金額は、四半期財務諸表規則第88条の規定に基づき、2013年3月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=94.05円で換算された金額であります。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間(2013年1月1日から2013年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、清和監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期財務書類】

(1)【四半期連結財務諸表】

【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 2012年12月31日 (単位：千米ドル)	前連結会計年度 2012年12月31日 (単位：百万円)	当第1四半期 連結会計期間 2013年3月31日 (単位：千米ドル)	当第1四半期 連結会計期間 2013年3月31日 (単位：百万円)
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	6,916	650	6,220	585
売掛金	1,660	156	862	81
未収入金	242	23	157	15
その他	1,247	117	1,218	115
流動資産合計	10,065	947	8,457	795
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物	371	35	333	31
減価償却累計額	328	30	295	28
建物及び構築物(純額)	43	4	38	4
工具、器具及び備品	1,102	104	967	91
減価償却累計額	983	92	856	81
工具、器具及び備品(純額)	119	11	111	10
有形固定資産合計	162	15	149	14
無形固定資産				
のれん	137	13	130	12
無形固定資産合計	137	13	130	12
投資その他の資産				
関係会社株式	1,626	153	1,743	164
出資金	1,596	150	1,596	150
投資その他の資産合計	3,222	303	3,339	314
固定資産合計	3,521	331	3,618	340
資産合計	13,586	1,278	12,076	1,136
負債の部				
流動負債				
買掛金	1,024	96	475	45
短期借入金	486	46	483	45
未払法人税等	445	42	411	39
未払金	655	62	585	55
未払費用	2,603	245	2,493	234
前受収益	339	32	391	37
資産除去債務	92	9	92	9
事業撤退損失引当金	185	17	185	17
その他	24	2	24	2
流動負債合計	5,853	551	5,139	483
固定負債				
繰延税金負債	13	1	11	1
固定負債合計	13	1	11	1
負債合計	5,866	552	5,150	484
純資産の部				
株主資本				
資本金	3,885	365	3,885	365
資本剰余金	404,034	37,999	404,034	37,999
利益剰余金	366,951	34,512	367,944	34,605
株主資本合計	40,969	3,853	39,975	3,760
その他の包括利益累計額				
為替換算調整勘定	35,834	3,370	35,609	3,349
その他の包括利益累計額合計	35,834	3,370	35,609	3,349
新株予約権	1,870	176	1,870	176
少数株主持分	715	67	690	65
純資産合計	7,720	726	6,926	651
負債純資産合計	13,586	1,278	12,076	1,136

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	前第1四半期 連結累計期間 自2012年1月1日 至2012年3月31日 (単位:千米ドル)	前第1四半期 連結累計期間 自2012年1月1日 至2012年3月31日 (単位:百万円)	当第1四半期 連結累計期間 自2013年1月1日 至2013年3月31日 (単位:千米ドル)	当第1四半期 連結累計期間 自2013年1月1日 至2013年3月31日 (単位:百万円)
売上高	4,157	391	1,372	129
売上原価	2,358	222	689	65
売上総利益	1,800	169	683	64
販売費及び一般管理費				
役員報酬	29	3	23	2
給料及び手当	1,486	140	733	69
広告宣伝費	38	4	29	3
減価償却費	142	13	16	1
のれん償却額	109	10	6	1
支払手数料	298	28	177	17
地代家賃	503	47	206	19
その他	879	83	523	49
販売費及び一般管理費合計	3,484	328	1,712	161
営業損失()	1,684	158	1,029	97
営業外収益				
受取利息及び配当金	16	2	2	0
持分法による投資利益	-	-	114	11
受取手数料	67	6	61	6
その他	42	4	13	1
営業外収益合計	125	12	190	18
営業外費用				
支払利息	11	1	-	-
為替差損	41	4	177	17
持分法による投資損失	25	2	-	-
その他	9	1	5	0
営業外費用合計	87	8	181	17
経常損失()	1,646	155	1,020	96
税金等調整前四半期純損失()	1,646	155	1,020	96
法人税、住民税及び事業税	4	0	-	-
法人税等調整額	1	0	1	0
法人税等合計	2	0	1	0
少数株主損益調整前四半期純損失()	1,648	155	1,019	96
少数株主利益又は少数株主損失()	4	0	25	2
四半期純損失()	1,652	155	994	93

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

	前第1四半期 連結累計期間 自2012年1月1日 至2012年3月31日 (単位:千米ドル)	前第1四半期 連結累計期間 自2012年1月1日 至2012年3月31日 (単位:百万円)	当第1四半期 連結累計期間 自2013年1月1日 至2013年3月31日 (単位:千米ドル)	当第1四半期 連結累計期間 自2013年1月1日 至2013年3月31日 (単位:百万円)
少数株主損益調整前四半期純損失()	1,648	155	1,019	96
その他の包括利益				
為替換算調整勘定	167	16	225	21
その他の包括利益合計	167	16	225	21
四半期包括利益	1,481	139	794	75
(内訳)				
親会社株主に係る四半期包括利益	1,485	140	769	72
少数株主に係る四半期包括利益	4	0	25	2

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間(自2013年1月1日至2013年3月31日)

当社グループは、当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度から引き続き営業損失1,029千米ドル(97百万円)、四半期純損失994千米ドル(93百万円)を計上しております。

前連結会計年度における事業の売却等による売上の減少や、営業費用が依然として高いことから、当社グループは当連結会計年度においても営業キャッシュ・フローがマイナスとなっており、収益性のある事業への参入の不確実性等が当社グループ事業全体の収益性を圧迫しております。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消するため、当社グループは継続的に経費削減を実施し、資産売却による資金調達を行っていきます。加えて、当社グループは収益性及び営業キャッシュ・フローのプラスの双方の観点から、新規事業に対する投資を模索し、新たな資本注入に加え、事業統合や事業分離も含めた様々な手法により成長機会をとらえていきたいと考えております。

ただし、当社グループの事業の継続可能性は、既存事業及び新規事業の成長や事業再編の成功に強く依存していることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、当四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を当四半期連結財務諸表に反映しておりません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
(自2013年1月1日至2013年3月31日)

(四半期財務諸表の円換算)

「円」で表示されている金額は、四半期財務諸表等規則第88条の規定に準じて、2013年3月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行における対顧客電信売買相場の仲値、1米ドル=94.05円で換算された金額であります。なお、当該円換算額は、単に表示上の便宜を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

前連結会計年度 (2012年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2013年3月31日)
1 債権額は貸倒引当金と相殺して表示しております。 流動資産に設定された貸倒引当金の金額 616 (58)	1 債権額は貸倒引当金と相殺して表示しております。 流動資産に設定された貸倒引当金の金額 616 (58)
投資その他の資産に設定された貸倒引当金の金額 6,787 (638)	投資その他の資産に設定された貸倒引当金の金額 6,788 (638)
2 当社における機能通貨から報告通貨への換算に伴い 発生する換算差額を含んでおります。	2 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は次のとおりであります。

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

前第1四半期連結累計期間 (自2012年1月1日至2012年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2013年1月1日至2013年3月31日)
減価償却費 142 (13)	減価償却費 16 (1)
のれんの償却額 109 (10)	のれんの償却額 6 (1)

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自2012年1月1日至2012年3月31日)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自2013年1月1日至2013年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自2012年1月1日至2012年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

	報告セグメント						調整額	四半期連結損益計算書計上額
	金融情報配信事業	金融ソリューション事業	教育関連事業	米国金融情報配信・ソリューション事業	その他の事業	合計		
売上高								
外部顧客への売上高	1,769 (166)	514 (48)	1,218 (115)	655 (62)	1 (0)	4,157 (391)	- (-)	4,157 (391)
セグメント間の内部売上高又は振替高	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	30 (3)	30 (3)	30 (3)	- (-)
計	1,769 (166)	514 (48)	1,218 (115)	655 (62)	31 (3)	4,187 (394)	30 (3)	4,157 (391)
セグメント利益又は損失()	356 (34)	197 (19)	178 (17)	138 (13)	783 (74)	1,652 (155)	- (-)	1,652 (155)

(注) セグメント利益又は損失()の合計額は、四半期連結損益計算書の四半期純利益又は損失()と一致していません。

2. 報告セグメントの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自2013年1月1日至2013年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結損益計算書計上額
	金融情報配信事業	金融ソリューション事業	その他の事業	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	784 (74)	550 (52)	39 (4)	1,372 (129)	- (-)	1,372 (129)
セグメント間の内部売上高又は振替高	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
計	784 (74)	550 (52)	39 (4)	1,372 (129)	- (-)	1,372 (129)
セグメント利益又は損失()	3 (0)	165 (16)	825 (78)	994 (93)	- (-)	994 (93)

(注) 1 セグメント利益又は損失()の合計額は、四半期連結損益計算書の四半期純利益又は損失()と一致していません。

2 「教育関連事業」及び「米国金融情報配信・ソリューション事業」につきましては、前連結会計年度に事業撤退をしております。

2. 報告セグメントの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

(単位:米ドル、括弧内は円)

前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (2013年3月31日)
1株当たり純資産額 3.39 (318.83)	1株当たり純資産額 2.88 (270.86)

2. 1株当たり四半期純利益金額等

(単位:米ドル、括弧内は円)

前第1四半期連結累計期間 (自2012年1月1日至2012年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2013年1月1日至2013年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額() 1.09 (102.54)	1株当たり四半期純損失金額() 0.66 (61.68)
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

項目	前第1四半期連結累計期間 (自2012年1月1日 至2012年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2013年1月1日 至2013年3月31日)
四半期純損失()	1,652 (155)	994 (93)
普通株主に帰属しない金額	- (-)	- (-)
普通株式に係る四半期純損失()	1,652 (155)	994 (93)
期中平均株式数(株)	1,515,305.79	1,515,305.79
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第6【外国為替相場の推移】

日本円と米ドルの為替レートは、日本の日刊紙2紙以上に掲載されているため、記載を省略いたします。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年5月13日

新華ホールディングス・リミテッド

取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笥 悦生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 貴史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている新華ホールディングス・リミテッドの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、新華ホールディングス・リミテッド及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は営業損失を継続的に計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上